

北上市告示甲第139号

令和7年度北上市にぎわい回復事業実施補助金交付要綱（令和7年北上市告示甲第127号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年8月18日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助金の額） 第6 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1の補助対象者につき<u>100万円</u>（複数の補助対象者が連携して補助対象事業を実施する場合は、<u>100万円</u>に補助対象者の数を乗じて得た額）を上限とする。	（補助金の額） 第6 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1の補助対象者につき<u>250万円</u>（複数の補助対象者が連携して補助対象事業を実施する場合は、<u>250万円</u>に補助対象者の数を乗じて得た額）を上限とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	